

今後30年以内に発生する確率が
60%程度と予想される

南海地震への対策は お済みですか？

◆ 耐震診断を受診しませんか？

下記要件を満たす木造住宅が対象です。

- ①昭和56年5月31日以前に着工した住宅
- ②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅
(木質プレハブ工法や2×4工法は除く)
- ③地上3階までの住宅
(併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含む)
- ④現在、居住している住宅

【申込できる方】

診断を希望する住宅の所有者で、平成22年度までの固定資産税を完納している方

※共同住宅などの場合は、居住者全員の同意が必要

【受付期間】

11月30日(水)まで(土日祝日は除く)

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

【自己負担金】

- ・一戸建ての場合は3千円
- ・二戸建て以上(共同住宅など)の場合は6千円

【募集戸数】

120戸程度(申込先着順)

【申込方法】

印鑑をご持参の上、市住宅課までお越しください。

◆ 耐震改修工事に補助金を交付

市が実施する耐震診断を受け、総合評点が0.7未満と判定された木造住宅で、総合評点が1.0以上となる耐震改修工事を行う住宅が対象です。

ただし、建て替え工事の場合は該当しません。

【受付期間】

11月18日(金)まで(土日祝日は除く)

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

【募集戸数】

10戸程度(原則として申込先着順)

【補助金の額】

耐震改修工事費が90万円以下の場合、当該工事費の3分の2(最大60万円)を補助します。

耐震改修工事費が90万円を超える場合やリフォームを同時に施工した場合には、90万円を超えた当該工事費分の5分の1以内(最大20万円)を更に補助(合計最大80万円)します。



【お問い合わせ・お申し込み先】

市住宅課(☎32・2120)まで

耐震化・リフォーム工事に
補助金を交付します！

◆ 徳島県住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

市が実施する耐震診断を受け、総合評点が1.0未満と判定された木造住宅を対象とし、補助対象工事費の2分の1以内(最大40万円)を補助します。

【対象となる工事】※左記要件を満たす工事

- ①補助金の交付決定後に着手する工事
- ②平成24年2月28日(火)までに、完了実績報告書が提出できる工事

【募集戸数】全県下で500戸

お問い合わせは、徳島県県土整備部住宅課耐震化・木造住宅担当(☎088・621・2594)まで。

◆ 小松島市木造住宅簡易耐震リフォーム支援事業

市内に居住し、市税に滞納のない方で、『徳島県住まいの安全・安心なリフォーム支援事業』補助金の交付決定を受けた場合、同補助金の確定額の4分の1以内(最大10万円)を補助します。

【募集戸数】20戸程度(原則として申込先着順)

お問い合わせは、市住宅課(☎32・2120)まで。